

荷主各位

## 貨物運送約款(要約)

九州海運株式会社

甌島商船株式会社

1. 荷造り不完全と認められる貨物は、運送申し込みを拒否することがあります。
2. 運送申し込みをされる場合は「送り状」に必要事項をご記入のうえ、会社にご提出下さい。
3. 「送り状」には必ず品名・価格・個数をご記入願います。
4. 「送り状」にご記入の品名と運送品が異なる場合は、事故等による汚損・滅失について、その責を負いません。
5. 高価な運送品については、品名・価格を運送申し込みの際、会社に申し出のうえ、高価品割増運賃をお支払ください。  
申告がない場合は、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
6. 危険物および他の貨物に損害を与えるおそれがある物品は、予め会社に申し出て下さい。申し出がない場合は一切の責を負わず、また、発見した場合は適宜処分することがあります。
7. 下記に掲げる事由により生じた運送品の事故については、その弁償の責に任じません。  
天変地異、戦争等による不可抗力・海難事故・機関故障・荷造不完全  
生鮮食料品の腐敗、変質等
8. 約款の定めにより事故に対する会社の弁償には限度がありますので、できるだけ「運送保険」をお掛け下さい。(保険料は1万円につき30円です)
9. 1事故1個につき5,000円を賠償額の限度といたします。
10. 貨物の破損・毀損については、引渡し時に申し出下さい。  
引き取り後、破損が判明した場合は引渡し後2週間以内に書面で会社に申し出のうえ、申し出から10日以内に賠償の具体的請求をして下さい。

以上